

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄	
		自己説明	証憑書類
[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	「定款」の通り法令を遵守している。	定款
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	「基本規定」の通り法令を遵守している。	基本規定
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	役員の選任については「基本規定の第4節・第8条」により定めている。 「役員候補者選考委員会規程」に従い、役員を選任している。	基本規定 役員候補者選考委員会規程
	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	「定款」「基本規定」「倫理規定」「裁定規定」「規律規定」の整備ができています。	定款 基本規定 倫理規定 裁定規定 規律規定
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	社員については「基本規定の第2節・第3条」に定めている通りであり、多様性を妨げるものではない。	基本規定
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	理事会は、理事総数23人監事2名の計25人で年間5回（5月・7月・9月・11月・2月）開催している。いずれも協会の事業に関わる適切な時期に開催している。	事業計画
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	理事の就任時の年齢制限については、「基本規定の第4節・第9条」に定める通りである。 再任については、「定款の第4章・第21条」にあるように制限はない。 現状では再任に制限をかけると理事の選出が厳しくなるので、役員を育成し2024年の役員改選の時を目標に再任回数に上限を定めることを目標とする。	基本規定 定款
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	理事・監事については「定款の第4章・第17条・第18条」に定める通り、社員総会の決議による。 候補者の選出についての選考委員会を2022年に設置している。 専門委員については「基本規定の第6節・第15条」に定める通り、理事会の決議による。	定款 基本規定 役員候補者選考委員
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	役員の選任については「基本規定の第4節・第8条」により定めている。性別に関しては特に規定していない。 2022年度より女性理事2名を追加している。	基本規定 役員名簿

原則	審査項目	PBA記入欄	
		自己説明	証憑書類
〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	2022年度第4回理事会で「組織として目指すビジョン」と「現状の課題分析と戦略」を理事会で協議する。 2022年度第5回理事会までに分野ごと（競技力向上・普及・マーケティング・ガバナンスなど）に「目標と戦略」の詳細を検討する。 2023年度第1回理事会で「中期目標」を確認する。 2023年度第2回理事会で「中期目標」を確定する。	
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	各委員会で会議を行うことで、情報を共有し新たな人材をピックアップする。 現在行っているTOボランティアの参加者からも協会役員として働ける人材をピックアップする。	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	「定款第6章・第32条～第38条」に定める通り、財務を健全に運用している。 また、顧問税理士にも相談・確認をとっている。	定款
〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	役員には全員「実践！グッドコーチング」を配布している。 協会主催の大会では、インテグリティの旗を掲示したり、プログラムに取り入れることで意識を高め、コンプライアンス教育に繋がっている。	
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	各カテゴリーで指導者に対して、「実践！グッドコーチング」を配布している。 また、指導者養成講座の中でインテグリティの研修を取り入れている。 競技者に対しても、インテグリティに関わる確認をすることで、コンプライアンス教育に繋がっている。	
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	審判委員会やゲーム前後のカンファレンスの中でインテグリティに関わる確認をすることで、コンプライアンス教育に繋がっている。	
〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	「定款第6章・第32条～第38条」に定める通り、財務を健全に運用している。 「定款第4章・第20条」に定める通り、監事が訂正な職務を行っている。	定款
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県スポーツ協会の補助を受けており、県の定める基準を遵守し適正に会計処理を行っている。	

原則	審査項目	PBA記入欄	
		自己説明	証憑書類
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	現在はしていないが、予算書・決算書をHPで開示する。	
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	現在、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシートをHPで開示している。	
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図・役員名簿はHPで開示している。 今後、社員名簿・事業計画・事業報告もHPへ開示する。	組織図 役員名簿 社員名簿 事業計画 事業報告
〔原則6〕高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	市町村協会は1つ存在するが、活動としては年に1回のU12のローカル大会のみであり、県協会との連携はしていない。 U12・U15・U18に関しては県協会や県中体連・県高体連の中に各地区があり、上記以外については、情報共有はもとより、組織運営や業務執行は県に準じて行われている。	